

2 事業年度評価(各事業年度の業務実績の評価)の全体構成について

○地方独立行政法人法（抜粋）

（各事業年度に係る業務の実績に関する評価等の特例）

第78条の2 公立大学法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。

- 一 次号及び第3号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績
- 二 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度 略
- 三 中期目標の期間の最後の事業年度 略

3 第1項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評価を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。

事業年度評価

調査・分析 (項目別評価)

【 公立大学法人 】

① 業務実績報告・自己評価

- ・年度計画の実施状況を自己評価
(中期計画の小項目ごと)
- ・その他、特記事項を記載

【 第1回評価委員会 】

② 実績の検証

- ・法人による自己評価を検証
※計画設定の妥当性を含めて検証
(小項目ごと)

【 評価委員会 事務局 】

③ 大項目ごとの集計・検証概要

- ・中期計画の大項目ごとに、検証結果を集計
(小項目ごとの検証結果を集計)
- ・検証結果全体の概要を示す

調査・分析(項目別評価)の結果を踏まえて

総合的な評定 (全体評価)

【 第2回評価委員会 】

④ 全体評価

- ・中期計画の全体的な実施状況について、総合的な評定を行うとともに、記述式で総括的に評価

★事業年度評価は、中期計画の実施状況を調査・分析するものであるが(法第78条の2第3項)、※中期計画を各事業年度においてどの程度実施するかは年度計画に示されるものであることから、年度計画の実施状況を調査・分析することにより行う。

※岐阜県地方独立行政法人法施行細則
第7条 法第27条第1項に規定する年度計画には、中期計画に定めた事項に関し、当該年度において実施すべき事項を記載しなければならない。